

第2章 地域を案内する際の法令上等の注意点

1 関係法令等の把握と遵守

農山漁村の案内に関連して、例えば、旅行者が運送・宿泊などのサービス提供を受けることについて、無許可で報酬を受けて取り次ぎを行う場合は旅行業法の、現地で旅行者を案内するため有償で自家用車に乗せた場合は道路運送法の、案内のため立ち入った国立公園の特別保護区で許可なく植物の採取をした場合は自然公園法の法令違反となり、罰則適用となる場合があります。

そのため、自分達の活動に関係がありそうな法令や条例、地域のルール等については前もって詳しく調べておくなど、日頃から法令等の把握及び遵守を心掛けることが大事です。

以下は一例ですが、関係する代表的な法令等をまとめていますので、調べるきっかけとしてください。

留意すべき関係法令等の一例

項目	主な関係法令等	法令等の目的（一部抜粋）
旅行業関係	旅行業法	旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。
自然・環境保護等関係 (P11「2 自然環境の保全」で詳しく説明)	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。
	自然環境保全法	自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進する。
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全する。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与する。
	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護する。
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する。	

項目	主な関係法令等	法令等の目的（一部抜粋）
農業関係	植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図る。
	家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る。
	酪農振興法	生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置を定めて、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資する。
	酒税法	酒類には、この法律により、酒税を課する。
林業関係	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資する。
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効果的な管理経営の実施を確保する。
	森林病虫害防除法	森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図る。
水産関係	漁業法	水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる。
	水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する。
	北海道漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法の規定に基づき、北海道における水産資源の保護培養及び漁業調整に関し必要な事項を定めることにより、その他漁業に関する法令と相まって、漁業生産力を発展させる。
	遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する。
	港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全する。
	船舶法	船舶に関する基本法規。（日本船籍としての要件と船籍港・船舶総トン数の測度・船舶登録・船舶国籍証書等について定める）
	船舶安全法	船舶の安全に関する基本法規。（船舶の堪航性と人命の安全保持に必要な施設の設置・基準等について定める）
	船舶職員及び小型船舶操縦者法	船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図る。

項目	主な関係法令等	法令等の目的（一部抜粋）
その他	旅館業法	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する。
	食品衛生法	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。
	道路運送法 (P13「3 自家用自動車による運送」で詳しく説明)	貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図る。
	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。
	河川法	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する。
	海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図る。
	個人情報の保護に関する法律	個人情報の適正な取扱いに関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護する。
	北海道迷惑防止条例	道民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって生活の平穏を保持する。
	その他、一般不法行為等 (刑法等)	窃盗、不法侵入、財産権侵害（肖像権等含む）等に関する規定。

2 自然環境の保全

(1) 関係する法令と活動行為等

農山漁村の案内において自然環境を利用する場合、野生の動植物の繁殖に影響を与える可能性があります。

ガイドなどの活動の持続的発展と、道民の共有財産である自然環境を適切に保存するためには、自然環境保全に関する法令の知識が必要となります。

以下のとおり、関係する法令と活動行為等をまとめていますので、参考にしてください。

自然保護に関する主な法令

法令名	関係する地域	関係する活動行為
■環境基本法 ■北海道環境基本条例	特定地域に関係せず	ガイドなどの理念・倫理・責務の基本的考えに関係。
■自然公園法 ■北海道立自然公園条例	国立・国定公園の特別保護地区、特別地域、道立自然公園と区別地域	工作物の新築、動植物の採取などは許可を要する。またスノーモービル、オフロード車の乗り入れ規則もある。利用調整地区では立ち入りに認定が必要。
■自然環境保全法 ■北海道自然環境等保全条例	自然環境保全地域等 道環境緑地保護地区	ほぼ上と同じ。
■文化財保護法 ■北海道文化財保護条例	天然記念物指定地域 道指定動物生息地	現状変更行為の規則、指定地域への立ち入り規則がある。
■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣一般、鳥獣保護区	狩猟鳥獣捕獲は狩猟免許が必要。 鳥獣保護区と区別地域では工作物新築などは規制される。
■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ■北海道希少野生動物保護条例	指定された種 指定された地域	指定された種は、捕獲・採取・殺傷・損傷ができず、加工品も含め譲渡・譲り受けができない。
■森林法	国有林、公有林、私有林	入林に届け出が必要な場合や動植物の採取が規制される場合がある。
■河川法	河川区域	土地の占有、工作物の新築などは規制される。
■水産資源保護法 ■北海道内水面漁業調整規則	内水面・保護水面・資源保護水面	内水面でのサケ・マスは捕獲禁止。保護水面ではすべての水産動植物の採捕禁止。資源保護水面ではアユ・ヤマベの捕獲規制。

(2) 自然の中でのゴミ処理

ゴミや残飯を放置することは、自然の美観を損なうばかりでなく、生態系にも悪影響を及ぼします。

自然散策などで出たゴミやタバコの吸い殻などは、何ひとつ残さずに持ち帰ることが鉄則です。

(3) 希少種をはじめとした自然への配慮

独特の地理的・環境的条件を備える北海道では、日本でここだけに生息する北方固有種や、絶滅が危惧される希少性の高い動植物などを数多く観察することができることも魅力ですが、一方で、希少種の盗掘が絶えないなどの問題もあり、自然環境への十分な配慮が求められます。

以下の表は、道内に生息・生育する野生生物のうち、植物・哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・魚類・昆虫の各分類群について、絶滅のおそれがある野生生物を選定、その結果と分類・生態などをまとめたものです。

北海道レッドデータブックのカテゴリーと該当生物の例示

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫	
全検討種数	2,871	62	405	24	72	11,300	
絶滅種 (Ex) すでに絶滅したと 考えられる種・亜種	3 タカネハナワラビ オオクワノテ エダウチアカバナ	2 オオカミ カワウソ	2 カムリツクシガモ トキ	0	1 チョウザメ	2 モートンイトトンボ テングチョウ	
野生絶滅種 (Ew) 自然界では絶滅したが、 飼育などで生存・生育が 確認される種・亜種	0	0	0	0	0	0	
絶滅のおそれのある種	絶滅危機種 (Cr) 絶滅危機に 直面する種・亜種 (絶滅危惧IA類)	35 ヒダカソウ カリバオウギ キタミソウ レブンアツモリソウ など	1 アシカ	7 ウミガラス エトビリカ シマフクロウ ミュビゲラ など	0	3 ミツバヤツメ イトウ ベニザケ (ヒメマス)	2 タガメ シロオビヒメヒカゲ
	絶滅危惧種 (En) 絶滅危機に 瀕している種・亜種 (絶滅危惧IB類)	47 ナガバノモウセンゴケ レブンソウ ユウバリコザクラ など	0	7 オジロワシ オオワシ イヌワシ タンチョウ コウノトリ など	1 キタサンショウウオ	1 エゾホトケドジョウ	6 ホソミオツネトンボ ハラビロトンボ ヒメチャマダラセセリ など
	絶滅危急種 (Vu) 絶滅危機が 増大している種・亜種 (絶滅危惧II類)	109 フサスギナ デンジソウ カトウハコベ フクジュソウ など	4 チビトガリネズミ オコジョ ゼニガタアザラン など	16 カムリカイツブリ ミユアイサ オオタカ クマゲラ など	1 コモチカナヘビ	3 スミウキゴリ シロウオ カジカ (中卵型)	11 アオヤンマ エゾカオジロトンボ ダルマカメムシ など
希少種 (R) 存在基盤が 脆弱な種・亜種	316 アポイカンバ メアカンフスマ ヤマジャクヤク コマクサ など	15 ジネズミ ヤマコウモリ ヒナコウモリ ラッコ トド など	39 マガン ヒシクイ オシドリ エゾライチョウ オオジンギ など	0	14 ウナギ ミヤベイワナ オシロココマ アユ イバラトミヨ など	389 カラカネイトトンボ ヒメアカネ ダイセツオサムシ など	
地域個体群 (Lp) 保護に留意すべき 地域個体群	0	4 夕張・芦別のナキ ウサギ など	0	4 石狩平野・十勝平野の エザサンショウウオ など	8 道南のスナヤツメ 日高以西のシヤマモ など	1 和琴半島のミンミン ゼミ	
留意種 (N) 保護に留意すべき種・亜種 (北海道では絶滅のおそれが 少ないが留意)	1 カタクリ	1 ハントウアカネズミ	1 オオアカゲラ	1 エゾサンショウウオ	7 サクラマス (ヤマメ) エゾウグイ ハナカジカ シヤマモ など	19 ムカシトンボ ギンイチモンジセセリ オオイチモンジ など	

「2 自然環境の保全」：

「北海道アウトドア講習／北海道アウトドア検定 [基礎編] 共通テキスト」、

「北海道アウトドアテキスト [自然環境保全の主な法令・制度編]」（北海道経済部観光局発行）より引用

3 自家用自動車による運送

(1) 道路運送法の規定と許可又は登録を要しない運送の態様

農山漁村の案内に当たっては、現地までの移動手段として自動車を使用する場合がありますが、道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は原則として有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められています。

これは、自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨が、自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないこと、自家用自動車による旅客運送を有償で行う場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要があるためです。

個々具体的な行為が、有償の運送として許可や登録を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要ですが、主としてボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例が示されており、以下がそれを図化したもの（一部抜粋）です。

（国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付け国自旅第338号）及び「イラスト版」より引用）

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成30年3月30日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の收受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200



会費として收受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会費
1ヶ月 1,000円



「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。



「協賛金」、
「保険料」、
「カンパ」等

(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的に手渡し場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。



○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、許可等を要しません。

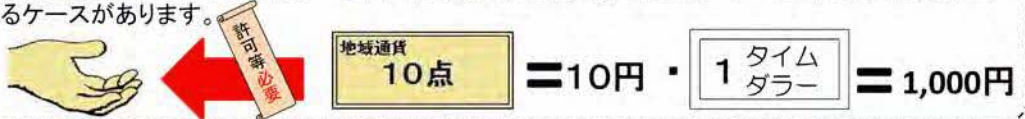


ただし、以下の場合には有償とみなされ**許可等を要することとなります。**

流通性、換金性が高い**財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の收受は有償とみなされ、許可等が必要です。**



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。



(3) 実際の運送に要するガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを收受する場合は許可等を要しません。



ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中のみとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガソリン代相当額ではありません。ガソリン代の算出方法は例えば以下の方法によることが可能です。

【走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ)】

(それぞれの数値の算出根拠の例)

- ・走行距離 : 地図情報サイトで計測した距離
- ・燃費 : 自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費
- ・ガソリン価格: ガソリン価格調査機関が公表する価格

(2) 宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送等

ホテル、旅館、農家民宿等の宿泊施設が、自ら保有する自家用自動車を用いて、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送(送迎の途中で、送迎の一環として観光地等の周遊案内を行う場合を含む)については、当該宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しないこととされています。

また、エコツーリズム推進法に規定する特定事業者が行うエコツアー等についても、同様に許可を要しない場合があります。

(国土交通省「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日付け国自旅第239号)より引用)

※その他、国土交通省からは「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」(平成25年3月29日付け国自旅第634号)も示されています。